

新旧対照表：JPNIC におけるアドレス空間管理ポリシー文書

改定文書施行日 : 2011 年 4 月 29 日
 現在の文書 : <http://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01080.html>
 改定後の文書 : <http://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01111.html>

現在の文書	改定後の文書
目次 (該当なし)	目次 <u>9.10 /8 相当の最後の APNIC における IPv4 未割り振り在庫からの分配</u>
(該当なし)	<p><u>9.10 /8 相当の最後の APNIC における IPv4 未割り振り在庫からの分配</u></p> <p><u>9.10.1 IP 指定事業者への割り振り</u></p> <p>IP 指定事業者は、/8 相当の最後の APNIC における IPv4 未割り振り在庫から、以下の条件に基づき、1 組織につき 1 件の割り振りを求める資格を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割り振りは、最小割り振りサイズで行われる ・IP 指定事業者は、本ポリシー文書において、以下いずれかの項目にて定めた割り振り条件を満たさねばならない <p style="margin-left: 40px;">9.3 初回割り振りの基準</p> <p style="margin-left: 40px;">9.4 追加割り振りの基準</p> <p>IP 指定事業者が、/8 相当のアドレス空間から受けられる割り振りは 1 組織につき、1 件に限定される。これは既存、新規、いずれの IP 指定事業者にも適用される。</p> <p><u>9.10.2 将来における利用のための割り振り</u></p> <p>/8 相当の最後の APNIC における IPv4 未割り振り在庫のうち、/16 空間は、現時点では予測がつかない将来における利用のために</p>

	<p>別途リザーブされる。</p> <p>なお、「/8 相当の最後の APNIC における IPv4 未割り振り在庫からの分配」用に確保している残りの IPv4 未割り振り在庫が消費された時点でも、リザーブした/16 空間が利用されていない場合、当該/16 空間のリザーブは解除して APNIC の未割り振り在庫として扱い、「9.10.1 IP 指定事業者への割り振り」の項目に基づいた分配を実施する。</p>
--	---